

第1章 特集「性犯罪被害者支援のための施策の展開」

1 第2次犯罪被害者等基本計画における性犯罪被害者のための各種施策

第2次犯罪被害者等基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）の策定に当たっては、合計35の犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体から要望を聴取する機会を設けた。そして、寄せられた要望について論点整理を行った上、基本計画策定・推進専門委員等会議において第2次基本計画に盛り込むべき施策を検討し、犯罪被害者等推進会議において第2次基本計画案を決定し、平成23年3月25日、第2次基本計画が閣議決定された。

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等からは、とりわけ、性犯罪被害者の被害の深刻さ及びその後の被害者等がおかれる環境にかんがみ、より性犯罪被害者のニーズに寄り添う施策の充実を強く望む意見が出されていたことを受け、第2次基本計画においては、犯罪被害者等一般に向けた施策の充実もさることながら、性犯罪被害者支援に焦点を当てた施策が多数掲げられている。

もとより、第2次基本計画は、平成27年度末までの5年間の計画期間とするものであり、まだ途中経過に過ぎない施策も含まれてはいるが、各施策を推進する上でも、性犯罪被害に対する国民の理解の増進が望ましく、本特集では、第2次基本計画の各施策の中でも、特に、性犯罪被害者の支援に重点をおいた施策、あるいはその趣旨を踏まえて実施されている施策について紹介する。

○損害回復・経済的支援などへの取組

- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

心理療法を公費負担している現行制度、犯罪被害者等に対する心理療法の必要性・有効性や費用負担を含めた心理療法の実施状況等についてヒアリングを実施し、公費負担の在り方を検討している。

- ・性犯罪被害者の医療費の負担軽減（警察庁）

警察庁において、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、性感染などの検査費用、人工妊娠中絶費用などを含む。）を公費により負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

○精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）



- ・性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供（厚生労働省）

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康支援センター」等を通じ情報提供を図っている。

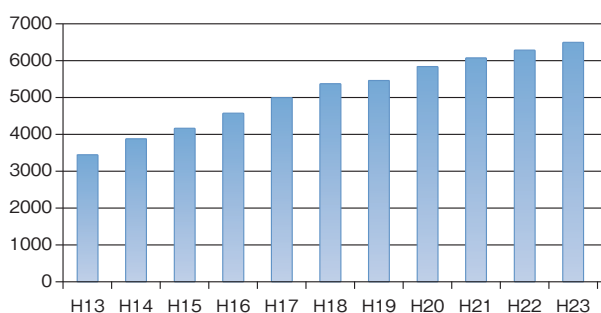
- ・医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備（厚生労働省）
- ・性犯罪被害者対応における看護師等の活用（厚生労働省）

厚生労働省では、「チーム医療推進会

議」において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

- ・ワンストップ支援センターの設置促進（内閣府、警察庁、厚生労働省）後述
- ・配偶者からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実（法務省）
- ・女性警察官の配置等（警察庁）

性犯罪指定捜査員等の推移



年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人数	3442	3872	4162	4572	4993	5369	5459	5832	6069	6280	6494

○刑事手続への関与拡充への取組

- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進（警察庁）
警察庁において、医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管について医療機関に対するアンケート調査を実施するなどの取組を推進している。

○支援等のための体制整備への取組

- ・地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進（内閣府）
「男女共同参画センター等における性犯罪被害者支援体制整備促進に係る担当

課長会議」を開催している。

- ・性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大（警察庁）

都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成23年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。

レディースサポートライン
(兵庫県警察、性犯罪被害相談専用電話窓口)



- ・交際相手からの暴力に関する調査の実施（内閣府）
- ・性犯罪被害者に関する調査の実施（内閣府）

内閣府において、3年に1度を目途に配偶者からの被害経験など男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成23年度は、配偶者に該当しない交際相手からの暴力も含む暴力の被害実態を把握するための調査を実施した。

○国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府）

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府において、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を強化している。

第3次男女共同参画基本計画

政府では平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画を策定し、平成23年度からその計画に基づく男女共同参画社会の実現、また、それに向けての様々な施策を展開しています。

この計画においては、性犯罪への対策の推進に関する施策の基本的方向として、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援を受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期することとされています。

性犯罪被害者を取り巻く現状

内閣府男女共同参画局では、平成22年度補正予算により、平成23年2月8日午前10時から3月27日午後10時までの約7週間、「パープルダイヤル—性暴力・DV相談電話」（以下、「パープルダイヤル」という。）を実施し、緊急かつ集中的に相談対応を行いました。パープルダイヤルでは、「強姦・強制わいせつ」に関する相談の約6割が知っている者からの被害であったこと、こうした被害者への支援が十分には行われていないケースもあったことなど、女性に対する暴力被害の深刻な状況と支援の課題が改めて明らかになりました。

また、内閣府男女共同参画局が平成23年度に行った「男女間における暴力に関する調査」の結果を見ますと、異性から無理やり性交された経験を持つ女性が7.7%あり、加害者は面識のある者が76.9%でした。その被害を誰にも相談しなかったという割合は67.9%で、その理由は様々であり、最も多かったのが「恥ずかしくて言えなかった」（46.2%）、次いで、「そのことについて思い出したくなかったから」（22.0%）でした。一方で、相談したという割合は28.4%、その相手は「友人・知人」が18.7%と最も多く、警察に相談したのは3.7%でした。

このような結果から、多くの被害が潜在化していること、そのため、警察、医療機関等の関係機関がより一層連携を強化し、被害を潜在化させず支援を受けられる体制づくりを進めていくことが課題であると考えられます。そこで、それらの結果等を踏まえて、男女共同参画会議の下の女性に対する暴力に関する専門調査会でも性犯罪に関する問題を取り上げ、検討を行っています（<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/siryu/bo56-1.pdf>）。

身近な相談窓口としての男女共同参画センター

地方公共団体が設置している男女共同参画センターは、それぞれの地域の最も身近なセンターとして様々な事業を展開しており、従来、女性のための相談、あるいは、男女共同参画全般の相談を行っているところも多くあります。実際の相談の中にも、性犯罪被害に関係するものがあり、その相談対応は被害申告を前提とはしていません。性犯罪の捜査機関である警察とはまた異なった意義を持って、身近な相談窓口としての受け皿になりうると考えています。

性犯罪被害者が、自分は性犯罪の被害者だとはっきり認知し、相手を訴えたいということであれば、警察の窓口に行くことを考えることもできるかもしれません。そこまではっきりと認識しておらず、自分が受けた被害はどこに相談したらいいのかわからない場合には、警察の窓口に行くことを躊躇することも多いと思われます。性犯罪被害者は、相談することによって、あるいは、支援を求めることによって、自分が再び傷つくのをおそれており、本当にここに相談していいのか躊躇しがちです。そこで、性犯罪被害の相談を受けることを明示することが、被害者に対して、「ここに相談してもよい」という安心感を与えることにつながると考えられる

のです。

平成22年に地方公共団体に対して行った調査では、性犯罪被害に関する相談を受けることを広報誌やリーフレット、ホームページ等で対外的に明示している相談窓口を設けている男女共同参画センターがあるかどうかを聞いたところ、22都道府県には最低1か所はあったことがわかりました。実際に相談があれば対応している場合も多いにも関わらず、明示していない理由としては、性犯罪被害の相談に対応できる相談員や相談体制がないこと、体制整備や人材育成をするためのノウハウがないことなどが挙げられていました。

性犯罪被害の相談については、相談者の話を聞いて受けとめること、「あなたのせいではない」というメッセージを繰り返し伝えること、医療受診やリラクゼーションなどの心身のケアを提案すること、回復は自分のペースでよいことを伝えること、ニーズに応じた情報提供をすること、弁護士相談を行っている場合には法律相談につなぐことなど、男女共同参画センターにおける相談対応のできることはたくさんあります。性犯罪被害者の相談対応のできる相談員の育成や相談体制の整備により、明示して対応する窓口を増やすことが求められています。

内閣府男女共同参画局での研修事業等の取組状況について

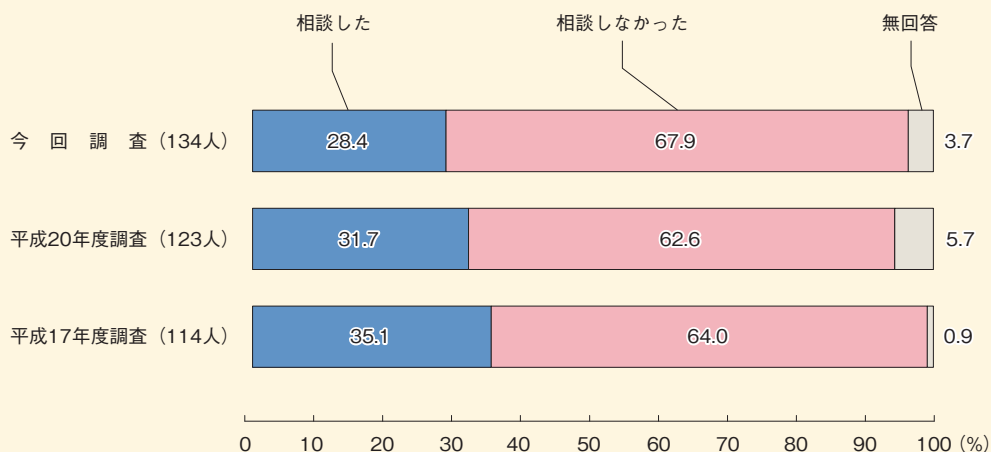
内閣府男女共同参画局では、平成22年度補正予算において、男女共同参画センター等の相談員向けに性犯罪被害者の相談を受けるための1泊2日の研修を全国3か所で実施し、約230名の参加がありました。研修プログラムは、男女共同参画センターにおける性犯罪被害に関する基本的知識の習得に重点を置くものとし、具体的には、性犯罪被害の実態、心身への影響の理解、支援に必要となる公的制度、性犯罪被害者への相談対応などの内容での研修を実施し相談員の育成を図っています。

平成23年度には、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長及び同男女共同参画センター長を対象とした性犯罪被害者支援体制整備促進に係る課長等会議を1泊2日で開催し、男女共同参画センターで行う相談事業を拡充するなどして、性犯罪被害者の相談にも対応できるようにするよう働き掛けを行いました。また、相談体制を整備していく上で押さえておくべき事項等について情報提供をし、具体的には、先進的に性犯罪被害者の相談を行っている男女共同参画センター等の取組事例報告、被害直後の医療的な支援、通報しない要因、何年も前の被害に苦しむ被害者への精神的支援に関する講義を行いました。

平成24年度にも同様の事業を予定するなど、これまで十分な支援を受けられてこなかった性犯罪被害者に対して、必要な支援を提供できるよう引き続き施策に取り組めます。

「男女間における暴力に関する調査（平成23年度調査）」結果（抜粋）

○異性から無理やりに性交された被害の相談の有無 — 時系列比較



○異性から無理やりに性交された被害の相談先（複数回答）

